

参考資料

| | | |
|---------|-----------------------------------|----|
| 参考資料 1 | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部改正(概要)…… | 33 |
| 参考資料 2 | インターネット利用状況(個人)…… | 34 |
| 参考資料 3 | 主な情報通信機器の保有状況(世帯)(平成 22 年～令和元年)…… | 34 |
| 参考資料 4 | モバイル端末の保有状況(個人)(平成 27 年～令和元年)…… | 35 |
| 参考資料 5 | 年齢階層別インターネット利用機器の状況(個人)…… | 35 |
| 参考資料 6 | スマートフォンやタブレットの利用状況…… | 36 |
| 参考資料 7 | 新モビリティサービス推進事業 先行モデル事業(19 事業)…… | 37 |
| 参考資料 8 | 令和 2 年度日本版 MaaS 推進・支援事業(38 事業)…… | 37 |
| 参考資料 9 | 令和 2 年度スマートモビリティチャレンジ(52 地域)…… | 38 |
| 参考資料 10 | 就業者の年齢構成(2019 年)…… | 39 |
| 参考資料 11 | 地方圏のバス事業者の収支状況(2018 年度)…… | 39 |
| 参考資料 12 | 健康ポイントをためる方法…… | 40 |

参考資料 1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部改正(概要)

地域が自らデザインする地域の交通 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

○地方公共団体による「**地域公共交通計画(マスタープラン)**」の作成

- 地方公共団体による**地域公共交通計画(マスタープラン)**の作成を**努力義務化**
- 国が予算、ノウハウの支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算既達)
- 従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け**
- バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッチャーサービスの推進にも配慮)
- 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
- データに基づきPDCAを強化

○地域における協議の促進

- 乗合バスの新規参入等の申請があった場合、国が地方公共団体に**通知**
- 通知を受けた**地方公共団体は**、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会**で議論し、**国に意見を提出**

地域公共交通網形成計画(H26改正)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)

まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成の促進

地域公共交通計画(今回改正後)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)

まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成 + 地域における輸送資源の総動員

メニューの充実やPDCAの強化により、持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

地域旅客運送サービス

公共交通機関

バス、タクシー、コミュニティバス、デマンド交通、乗用タクシー

自家用有償旅客運送

福祉輸送、スクールバス、病児・病童対応等の送迎サービスなど

地域公共交通網形成計画の策定状況

現行の目標(2020年度末500件)は達成

| 年度 | 件数 |
|--------|-----|
| 2015.3 | 30 |
| 2016.3 | 159 |
| 2017.3 | 273 |
| 2018.3 | 410 |
| 2019.3 | 500 |

地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

地域に最適な旅客運送サービスの継続

○路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「**地域旅客運送サービス継続事業**」を創設

⇒従前の路線バス等に代わり、地域の実情に応じて右の①～⑥のいずれかによる**旅客運送サービスの継続を実現**

| 実施方針に定めるメニュー例 | |
|---------------|-------------------------------------|
| ① | 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(縮小・変更含む) |
| ② | コミュニティバスによる継続 |
| ③ | デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続 |
| ④ | タクシー(乗用車)による継続 |
| ⑤ | 自家用有償旅客運送による継続 |
| ⑥ | 福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用 |

自家用有償旅客運送の実施の円滑化

○過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設

⇒**運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化**

○地域住民のみならず**観光客を含む来訪者も対象**として明確化

⇒**インバウンドを含む観光ニーズへも対応**

交通事業者協力型自家用有償旅客運送

過疎地域等の交通事業者(バス・タクシー)

自家用有償旅客運送者(市町村等)

市町村が車両整備を有する自家用自動車

運行管理
車両整備管理

住民ドライバー

期待される効果

- 【利用者】安全、安心な交通サービスの提供
- 【自家用有償運送(計時制等)】業務負担の軽減、運行ノウハウの活用
- 【交通事業者】人手不足への対応、要員確保

貨客混載に係る手続の円滑化

○鉄道や乗合バス等における**貨客混載**を行う「**貨客運送効率化事業**」を創設

⇒**旅客・貨物運送サービスの生産性向上を促進**

既存の公共交通サービスの改善の徹底

利用者目線による路線の改善、運賃の設定

○【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障

また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等の調整は困難**

○【改正案】「**地域公共交通利便増進事業**」を創設

⇒路線の効率化のほか、「**等間隔運行**」や「**定額制乗り放題運賃**」「**乗継ぎ割引運賃(通し運賃)**」等のサービス改善を促進

併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**

等間隔運行

A 15:00 14:30 15:00

B 15:00 14:30 15:00

C 15:00 14:30 15:00

A+B+C ⇒300円/日

何回乗っても最大300円・・・など

定額制乗り放題運賃

MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

○MaaSに参加する交通事業者等が策定する**新モビリティサービス事業計画**の認定制度を創設

⇒交通事業者の運賃設定に係る**手続をワンストップ化**

○MaaSのための**協議会制度**を創設

⇒参加する幅広い関係者の**協議・連携を促進**

MaaSの事例(伊豆地域)

MaaS: Mobility as a Service

鉄道インフラ 物流拠点

交通インフラに対する支援の充実 【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

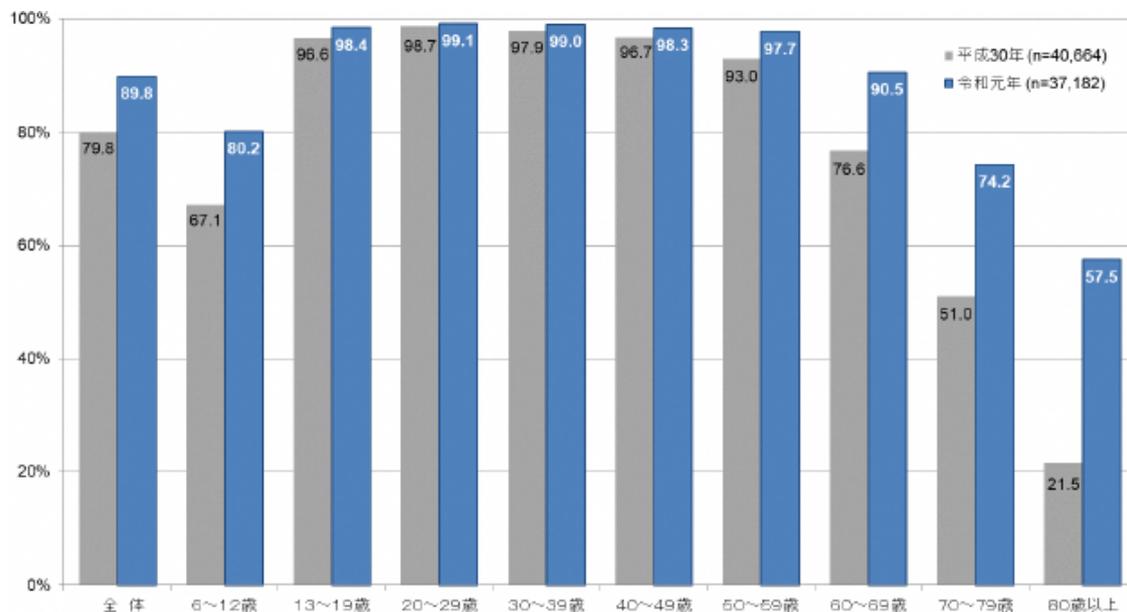
○鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**資金の貸付制度**の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加(※予算関連)

- ・地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた**鉄道の整備**
- ⇒交通ネットワークを充実
- ・物流総合効率化法に基づく認定を受けた**物流拠点(トラックターミナル等)の整備**
- ⇒複数の事業者の連携による物流効率化を促進

出所：国土交通省ホームページ

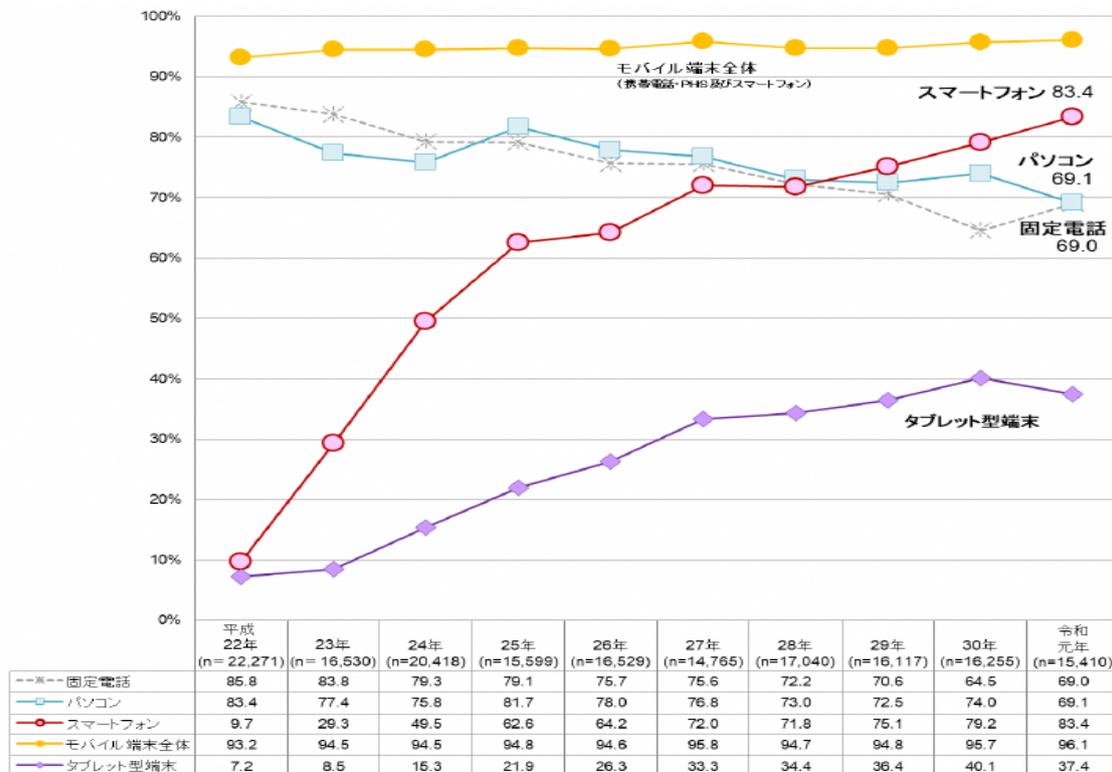
33

参考資料2 インターネット利用状況(個人)



出所：総務省「令和元年通信利用動向調査ポイント」(2020)

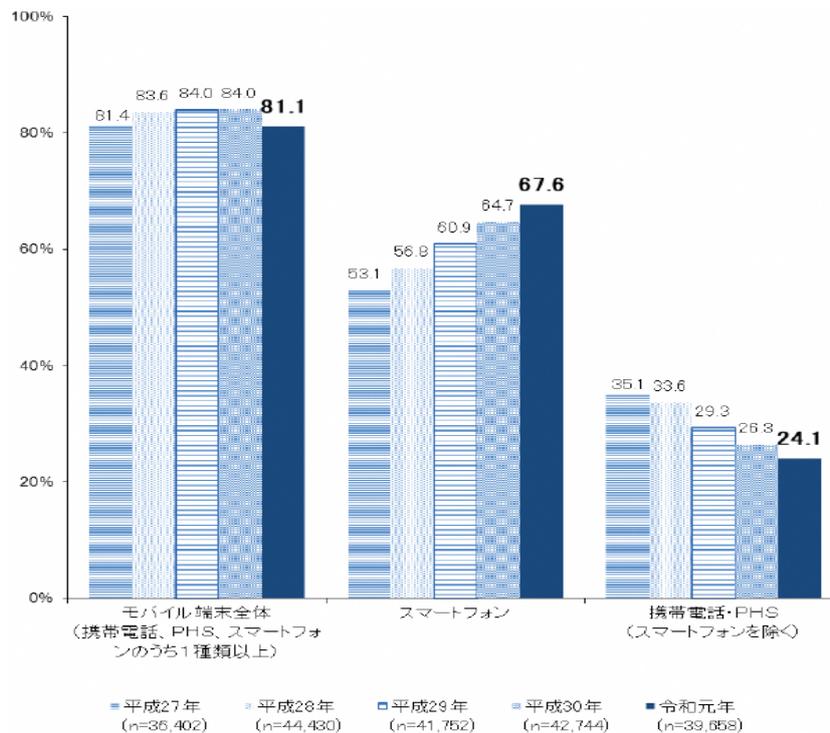
参考資料3 主な情報通信機器の保有状況(世帯) (平成22年~令和元年)



※当該比率は、各年の世帯全体における各情報通信機器の保有割合を示す。

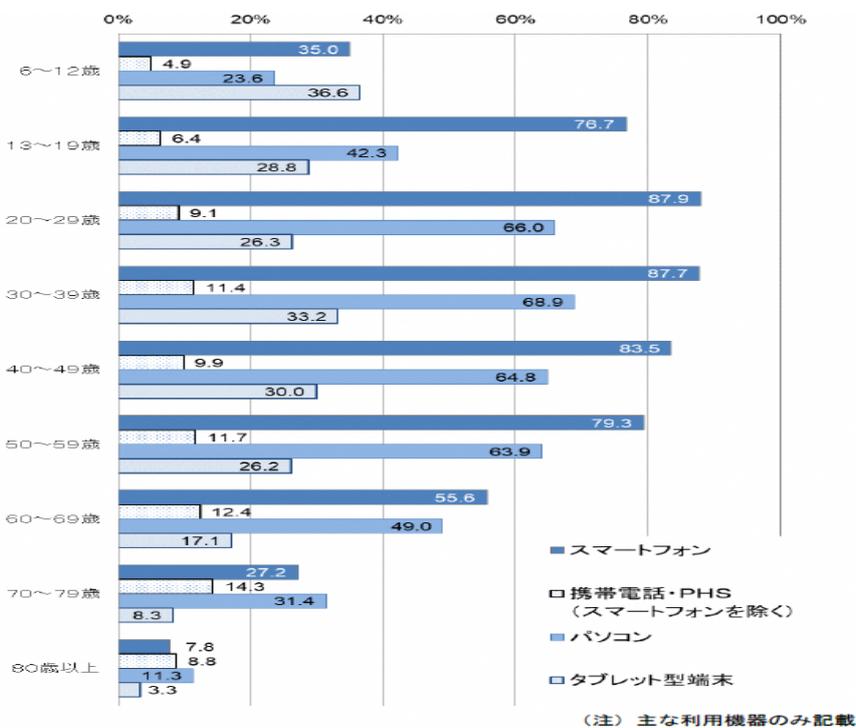
出所：総務省「令和元年通信利用動向調査ポイント」(2020)

参考資料4 モバイル端末の保有状況(個人)(平成27年～令和元年)



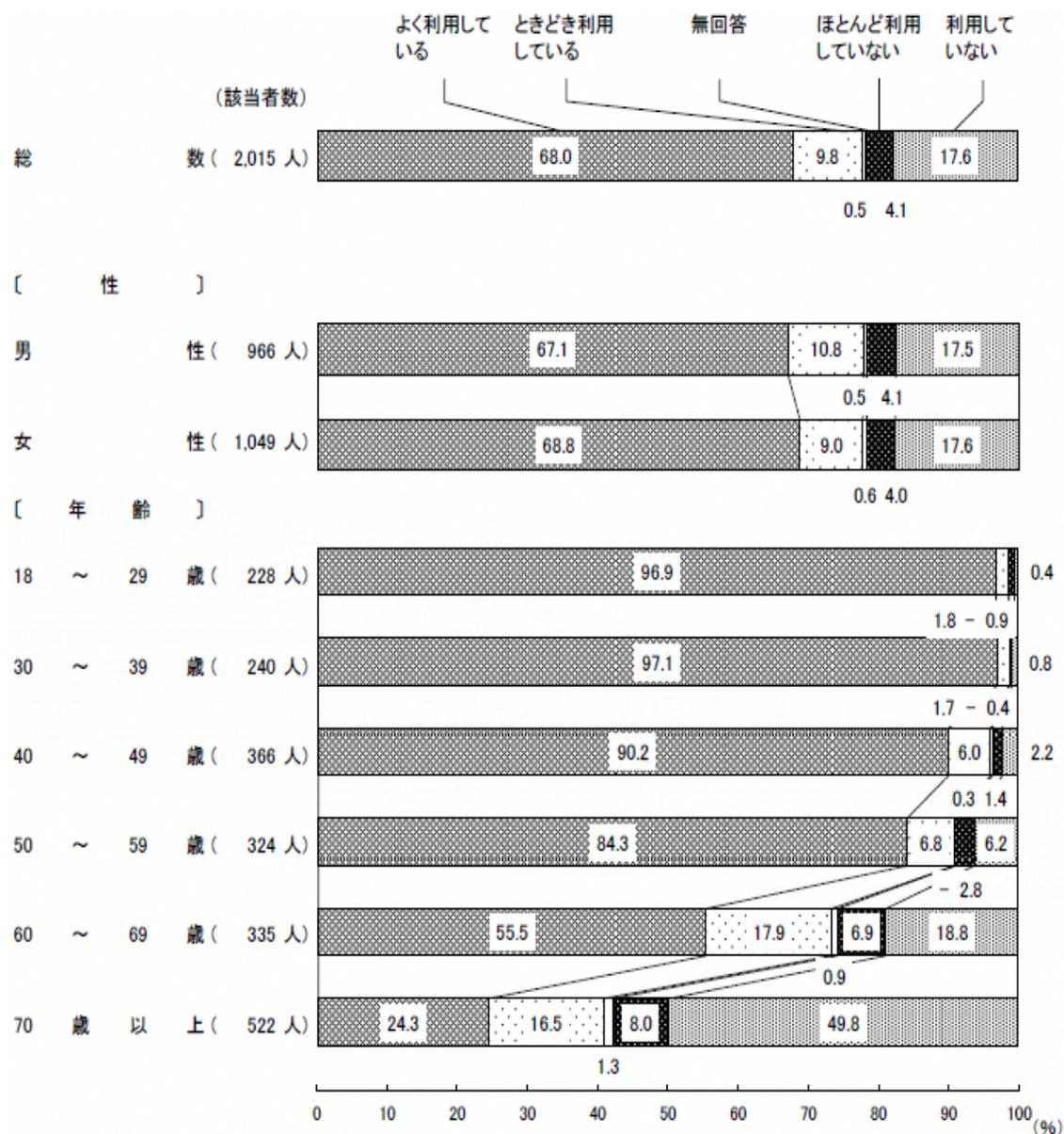
出所：総務省「令和元年通信利用動向調査ポイント」(2020)

参考資料5 年齢階層別インターネット利用機器の状況(個人)



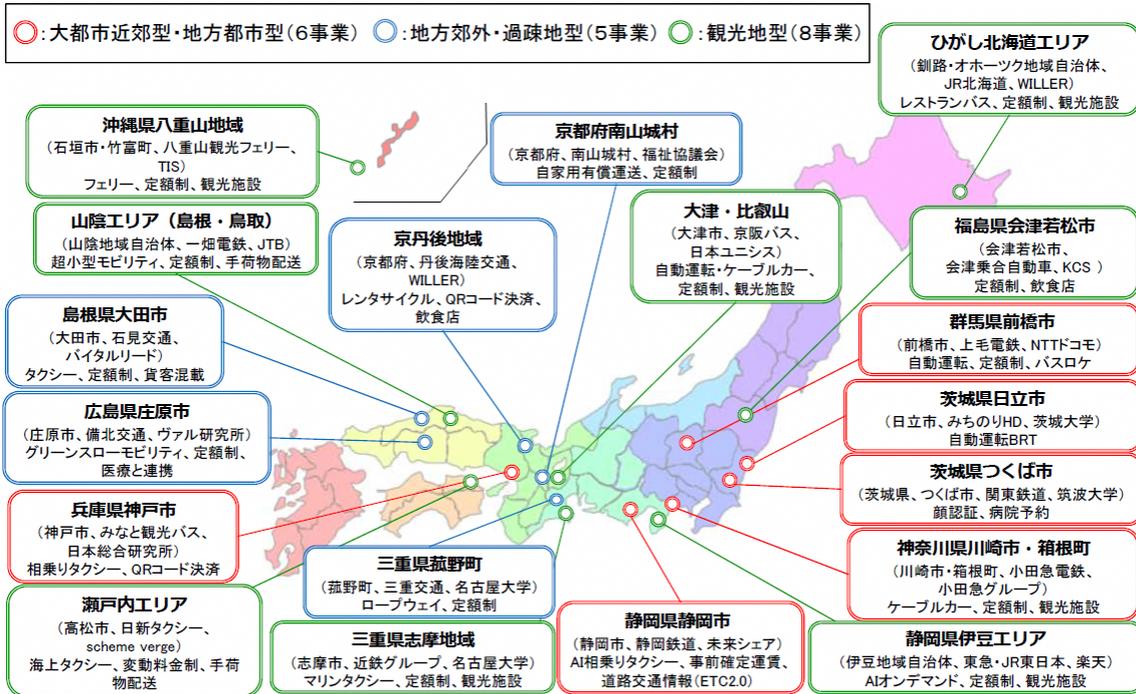
出所：総務省「令和元年通信利用動向調査ポイント」(2020)

参考資料6 スマートフォンやタブレットの利用状況



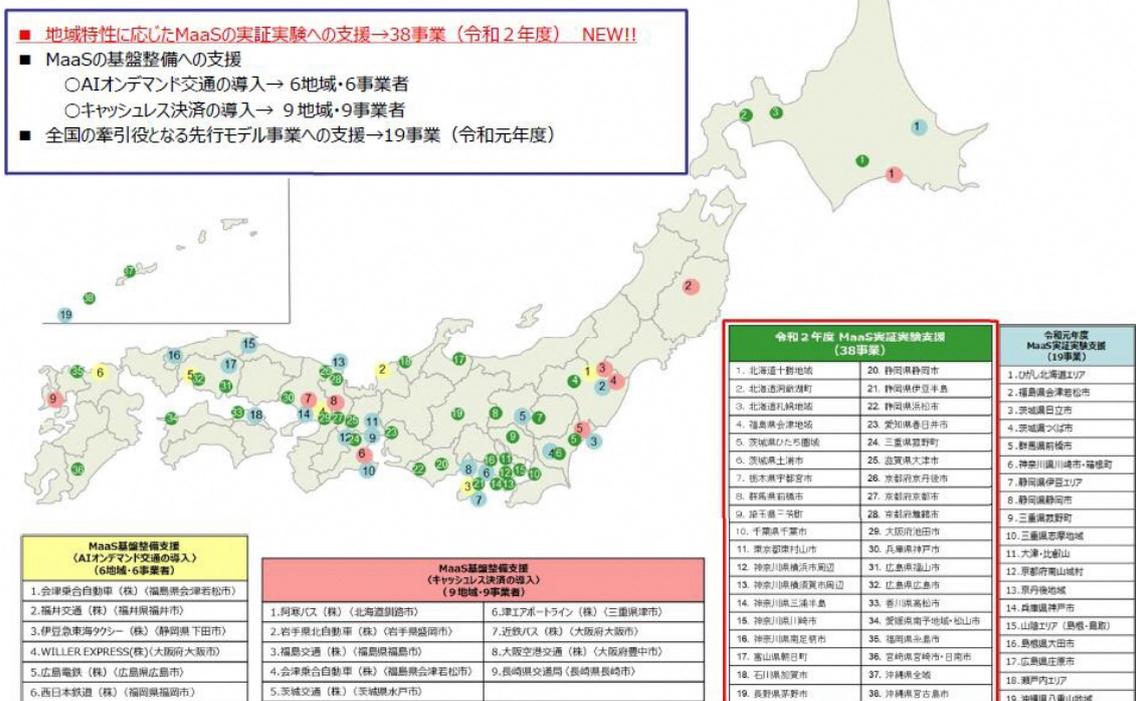
出所：内閣府「情報通信機器の利活用に関する世論調査の概要」（2021）

参考資料7 新モビリティサービス推進事業 先行モデル事業(19事業)



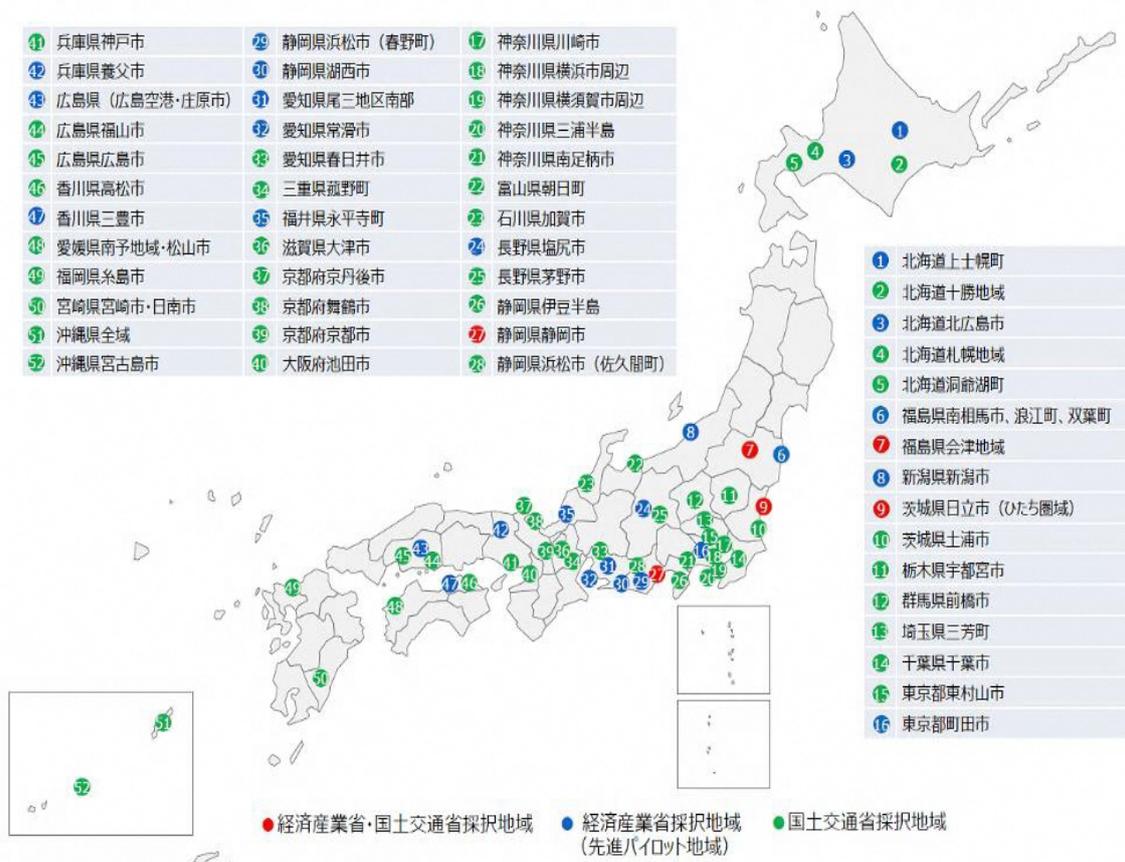
出所：国土交通省「先行モデル事業概要」(2019)

参考資料8 令和2年度日本版MaaS推進・支援事業(38事業)



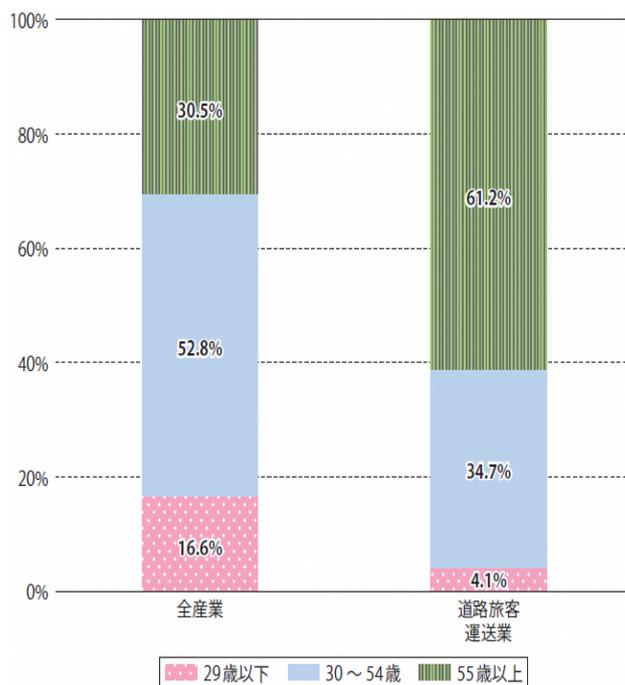
出所：国土交通省「令和2年度 日本版MaaS推進・支援事業 38事業について」(2020)

参考資料 9 令和 2 年度スマートモビリティチャレンジ (52 地域)



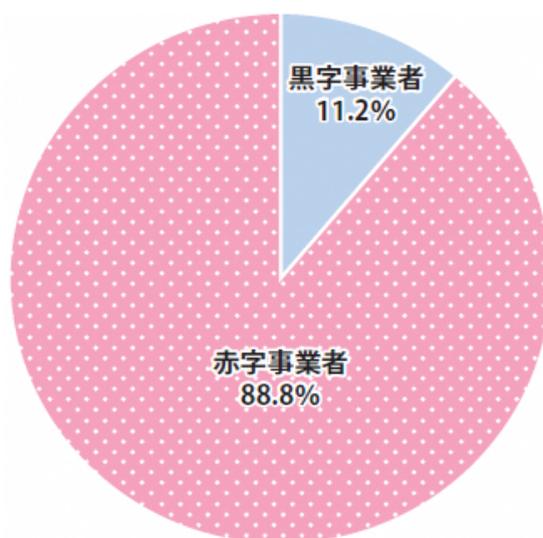
出所：経済産業省・国土交通省「スマートモビリティチャレンジ」(2020)

参考資料 10 就業者の年齢構成 (2019 年)



出所：国土交通省「令和2年版国土交通白書」(2020)

参考資料 11 地方圏のバス事業者の収支状況 (2018 年度)



出所：国土交通省「令和2年版国土交通白書」(2020)

参考資料 12 健康ポイントをためる方法

1 デイリーポイント

自分でたてた健康づくりの目標を実践！
1日1ポイントGET！さらに7日連続で目標を達成すると
ボーナスで10ポイントGET！

駅まで
自転車で行く

ヨカをする

早起きをする



2 健診を受ける

特定健診・がん検診・歯科検診などを
受診したらポイントGET！

各種
がん検診
100pt

特定健診
100pt

歯科検診
100pt

※がん検診は上限200pt



3 身体情報を記録する

身体情報（体重・体脂肪率・血圧）を
毎日記録していくと、ポイントGET！

体重・体脂肪率
血圧（最高、最低）
を記録しよう！





4 健康イベントに参加する

ラジオ体操・ゲートボール大会・献血・ヘルシー料理教室などに参
加してポイントGET！

ラジオ
体操

ゲート
ボール大会

地域
サロン



※内容によりポイントが与えられるイベント内容は
異なります。また、付与されるポイント額は市町
によって異なります。

5 お勤めのスポットを巡る (スタンプラリー)

各市町お勤めコースのスポットにチェックインするとポイント
GET！コースを達成するとボーナスポイント30ptがもらえます！

GPSで
位置確認

スポットにより
ポイント数が
変わります



ハグ&クミちゃん
アイコンが自印だよ！
スポットで
チェックインしよう！



健康推進アプリ「ハグ&クミ」

6 ウォーキングをする (バーチャルウォーキングラリー)

現地に行かなくてもいっしょの散歩コースをスマートフォンを持って
歩くだけで、歩数に応じてマイルストーンがたまっていくバーチャ
ルラリーでポイントGET！

コース達成で
お名前入選券抽選が
もらえる！



出所：健康推進アプリ「BIWA-TEKU(ビワテク)」

**草津市におけるデジタル技術を活用した
移動に関する調査研究報告書**

2021（令和3）年 3月 発行

草津市 草津未来研究所

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

TEL 077-561-6009 FAX 077-561-2489

E-Mail kusatsumirai@city.kusatsu.lg.jp